

四日市市告示第 4 7 5 号

四日市市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 7 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱（平成 1 7 年四日市市告示第 9 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第 3 条 この事業の対象者は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までに該当する者で、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>助成を受けようとする免許に関し、他の公的な助成制度または費用補助を受けていない者</u></p> <p>(6) <u>これまでに四日市市身体障害者自動車運転免許取得費助成金の交付を受けていない者又はその他市長がこれと同等と認めた制度で助成金の交付又は費用の補助を受けていない者</u></p> <p>(交付申請)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第 3 条 この事業の対象者は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までに該当する者で、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>三重県身体障害者総合福祉センターの自動車操作訓練（専務科）を受けていない者又はその他市長がこれと同等と認めた助成事業の対象となっていない者</u></p> <p>(交付申請)</p>

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、免許を取得した日から1年以内に、身体障害者自動車運転免許取得費助成金申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市が保有する情報を利用し調査を行うことに同意する場合を除く。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 教習所証明書（第2号様式）
- (3) 第3条第3号を満たすことを明らかにする証明書（申請する月の前年（申請する月が4月から6月までの場合にあっては前々年）の所得金額を証明するもの）
- (4) 請求書（第3号様式）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、免許を取得した日から1年以内に、身体障害者自動車運転免許取得費助成金申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 教習所証明書（第2号様式）
- (4) 前年の所得税額が明らかになるもの（確定していない場合は前々年）
- (5) 請求書（第3号様式）

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

身体障害者自動車運転免許取得費助成金申請書

年 月 日

四日市市長

(申請者) 住所 四日市市  
氏名  
電話

印

身体障害者自動車運転免許取得費助成金について、次のとおり申請します。

申請者の状況	個人番号											
	生年月日	年 月 日										
	身体障害者手帳の番号	第 号										
	障害名	( 種 級)										
免許取得	免許取得年月日						免許の種類					
	免許証番号											
	免許の条件											
助成額	免許取得にかかった費用 A	$B = A \times 2 / 3$					助成申請額 Bの額（100,000円を超える場合は100,000円を限度とする）					

添付書類

- ・運転免許証の写し
- ・教習所証明書
- ・本人及び扶養義務者の所得・課税証明書（控除額の明細等全て記載のあるもの。同意により市で確認できる場合は不要）
- ・請求書

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)